

船舶事故調査（貨物船 XIN HAI ZHOU 2 乗揚）について  
（経過報告）

令和5年12月21日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和5年1月24日、沖縄県竹富町竹富島北西方沖において発生した船舶事故（貨物船 XIN HAI ZHOU 2 乗揚）について、令和5年1月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

## 1. 船舶事故の概要

貨物船 XIN HAI ZHOU 2（以下「本船」という。）は、沖縄県石垣市石垣島西方沖において、時間調整の目的で、北方からの風波を受けて南方に圧流されながら漂泊していたところ、しだいに風波が増勢し、主機を始動して北進しようとしたものの船体制御ができずに圧流され続け、令和5年1月24日09時20分ごろ、竹富島北西方沖の浅礁に乗り揚げた。

本船は、本事故現場に乗り揚げた状態が継続していたところ、8月4日、本事故現場付近に台風が接近した際に船体が分断した。

## 2. 調査の概要

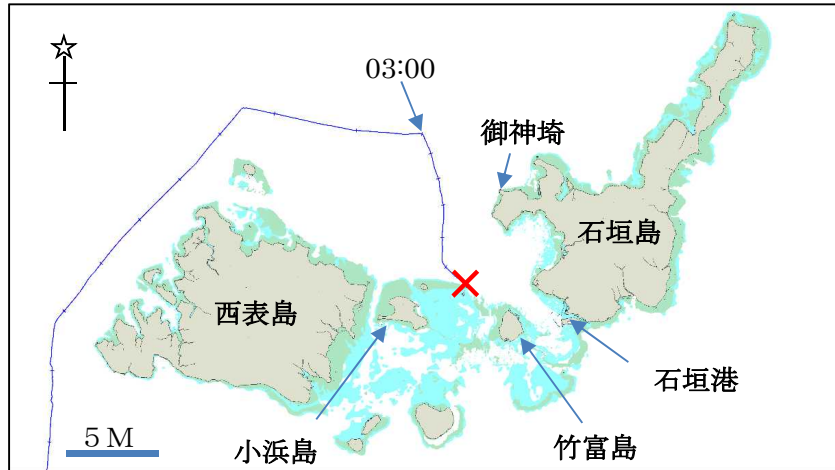
運輸安全委員会は、令和5年1月24日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに、現場調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1）事故の経過

本船は、船長ほか18人が乗り組み、令和5年1月8日ウッドチップ（パーム椰子殻<sup>やしごら</sup>）約9,240tを積載してインドネシア共和国ドゥマイ港を出港し、三重県津松阪港に向かう航海中、乗組員を交代させる目的で、沖縄県石垣市石垣港に寄港することとした。

本船は、石垣港入港予定時刻までの時間調整を行う目的で、1月24日03時ごろから石垣御神埼灯台の北西方約5海里（M）のところで主機を停止し、その後、北方からの風波を受けて南方に圧流されながら漂泊していたところ、しだいに風波が増勢して南方の浅礁に接近したので、主機を始動して北進しようとしたものの、船体制御ができずに南方へ圧流され続け、令和5年1月24日09時20分ごろ、竹富島北西方沖の浅礁に乗り揚げた。



本船の航行経路図

(2) 死傷者  
なし

(3) 船舶の損傷等  
船体が3番船倉部で分断（全損）  
船底下のさんごの一部が損傷  
積載貨物全量が海中に流出

(4) 気象・海象等  
海上保安庁の情報によれば、本事故現場付近の本事故当時の天気は曇り、風向は北、風速は約1.7m/s、うねりの波向は北、波高は約2m、視程は良好であった。

#### 4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、更なる事実確認及び分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえ、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。